

法務省 令和2年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
										団体名	支障事例		見解	
													見解	補足資料
25	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	自作農創設特別措置法に基づく農地に関する自作農財産紛争処理等連絡協議会開催の明瞭化 ・自作農財産紛争処理等連絡協議会開催の明瞭化 ・自作農財産紛争処理等連絡協議会開催の明瞭化 ・自作農財産紛争処理等連絡協議会開催の明瞭化 ・自作農財産紛争処理等連絡協議会開催の明瞭化	国が戦後の農地解放で自作農創設特別措置法により農地を買収した際、特例により簡易な登記(欄外登記)を行っていたが、法務局が欄外登記を看過して旧所有者からの登記申請を受け付け、二重登記となった事例が発生している。私人による登記を消滅し、二重登記を解消するには、関係者全員から当該登記を削除することについての承諾書を徴集する必要があるので、その事務は法務局民事行政部長通知により県が行うことになっている。しかしながら、複数回二重登記が看過された場合は相続等により関係者が多くなり、また、法務局の過失が要因にあることから関係者の理解を得られず、承諾を得られない場合が多い。二重登記の名義人から時効取得の申出があった場合は、自作農財産紛争処理等連絡協議会に諮問が必要であるが、不透明化のため迅速な解決が難しい。また、当該協議会で時効取得を主張する際に、根拠資料として、昭和時代の資料が必要となるため、その収集が占有者にとって困難なものとなっている。現在、農地土地区域内では発見されており、事業の進捗に影響している。	公共事業をはじめとする土地取引の内訳化、住民の負担軽減、都道府県における事務負担軽減。	自作農創設特別措置法第10条、同令施行規則第4条、法務局民事行政部長通知(平成25年5月11日付け登記第339号)、農林水産省所管の不動産登記の嘱託職員を指定する省令第33号	法務省、農林水産省	宮城県、秋田県、長野県、三重県、広島県		福島県、茨城県、鳥取県、愛媛県 ○当県でも、自作農財産創設措置法に基づく買収地である旨の欄外登記(耳登記)を法務局が見落とし、買収後に旧所有者から旧所有者に相続登記されたが、近年になり更にその息子が相続しようとした際に、法務局が欄外登記を理由に所有権移転登記を受け付けない事例がある。 ○事故物件の関係者等から相当数の相談がある。発生要因は法務局の見逃しにあるにもかかわらず、処理は県に委ねられ、県には適宜な負担となっている。 提案の実現により、二重登記名義人の立場の安定化と都道府県の事務負担軽減が図られるとともに、法務局も参画することによる処理の進捗が期待できる。 ○現在、不法占有等において案件を一つ一つ解消していくこととする場合、その案件に対しての人員や時間等も含めた労力が多大に消費されたような状況が上がらず、問題の解消に至るまでに数年～数十年要する事例が確認されている。また、平成20年代後半から現在にかけて新規発見された自作農財産においては、発見時に20年をすでに経過し占有者が時効取得すれば所有権を移転できると考えられる土地も発見されている。	国有農地について時効取得の主張がされた場合には、自作農財産紛争処理等連絡協議会(以下「自協」という。)を開催し、自協で時効取得が認められたときは、その判断内容に基づいて国が所有権の移転の登記等の職任をする。自協の開催状況、自協における時効取得の成否の判断に関する手続に係る実態調査は、関係府省において地方買収局、地方法務局、都道府県等に對して速やかに実施し、その結果を有意義な議論の材料としていただきたい。 また、登記官による登記の職権消滅に関しては、 ① そもそも、二重登記名義人(以下「名義人」という。)が備えた所有権移転の登記は、一物一権主義に照らし合わせて法的に無効なものであると解される。よって、当該登記に「登記上の利益」があるとは考えにくい。 ② 通常、法務局においては、所有権の登記申請時に、登記原因を証する情報として売買契約書等の提出を求めるなど一定の実態的判断をしており、その結果、所有権の取得が認められない場合は、不動産登記法(以下「法」という。)第25条に基づき申請の却下をし、適正な権利の所在を公示している。 一方、本件においては、法務局をメンバーを含む協議会において、登記申請時同様若しくはそれ以上の判断材料を用いて実態的な判断をして、名義人に時効取得を認めず、所有権がないとしたにも関わらず、名義人に所有権があると公示し続けるのは法務局における適正な事務として矛盾している。 協議会による十分な検討をした結果、時効取得を認められない場合に、名義人に所有権があるとするとした登記を公示し続けることは、公示を無効に取引をすすめる者の信頼利益の保護の観点からも好ましくなく、法の目的にも反する。 そもそも、二重登記の状態が出現させたことについて、都道府県に責任はないし、現実的に登記を解消するための承諾書を都道府県が収集することは困難である。二重登記を看過した法務局の責任において職権消滅するよう、前向きに検討いただきたい。			
53	B 地方に対する規制緩和	その他	外国人受入環境整備交付金の提出書類を明確化すること。 現在、提出が求められている書類は、当該時期に提出できない等の理由により、国に確認の上、代替書類を提出していることから、実態に合わせて求める書類を明確な記載に変更してほしい。 (記載変更の例) ・歳入歳出予算(見込み)書抄本→予算措置が行われていることを確認できる資料 ・歳入歳出決算(見込み)書抄本→決算見込みを確認できる資料	外国人受入環境整備交付金については、交付金交付申請書の提出締切が3月中旬(令和2年度交付金は、令和2年3月19日)とされている。その際の添付書類として、「歳入歳出予算(見込み)書抄本」の提出が指示されているが、この時期には提出できないものであるほか、当該書類には、個別事業の予算額等について記載がない。同様に、実績報告については、4月上旬(令和元年度交付金は、令和2年4月10日)までとされており、「歳入歳出決算(見込み)書抄本」の提出が指示されているが、決算書が出来るのは秋頃であり、この時期には提出できないものである。したがって、添付書類については、国に確認の上、代替書類を提出している。 ・歳入歳出予算(見込み)書抄本→予算内容説明書 ・歳入歳出決算(見込み)書抄本→事業に係る収支精算書	提出書類が明確化されることにより、国への代替書類の確認等が不要になり、担当者が変更となった際等にも、事務が円滑化する。	令和2年1月23日付け出入国在留管理庁在留管理支援部事務連絡、令和2年2月28日付け出入国在留管理庁在留管理支援部事務連絡	法務省	秋田県、兵庫県、大山市、井川町、羽後町	花巻市、福島県、相模原市、浜松市、三島市、湖西市、京都市、兵庫県、徳島県、香川県、宮崎県	○提出書類が明確でないため、明示するなど改善願いたい。 ○事務の円滑化のために、添付書類について現実に合ったものを選定の上、明示していただきたい。 ○当県についても、交付金の申請及び実績報告について ・歳入歳出予算(見込み)書抄本→予算要求説明書 ・歳入歳出決算(見込み)書抄本→事業に係る収支精算書など代替書類を提出している。 ○当県においても、同交付金の申請等に当たり、「歳入歳出予算(見込み)書抄本」等の内容を、毎回、国に確認している。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)において、交付決定及び交付金額の確定手続時に予算・決算措置がされることを確認することとされているため、歳入歳出予算・決算(見込み)書を添付資料として明示しているところ、御意見を踏まえて、今後Q&A等に代替可能な書類を記載するなどして提出書類の明確化を図ることとする。	御回答のとおりQ&Aなどに代替書類の明示をしていただくなど、都度問い合わせを必要としないよう速やかに提出書類の明確化をお願いしたい。		

法務省 令和2年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解	見解	補足資料	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和2年の地方からの提案等に関する対応方針(令和2年12月18日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
							措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
				<p>〇自作農財産紛争処理等連絡協議会(以下「協議会」という。)の開催状況、自紛における時効取得の成否の判断に関する基準、都道府県が時効完成と判断したか自紛への付随に生じた案件・件数等について、必要最小限度で早急に調査した上で、その結果を踏まえ、迅速かつ円滑な処理を図る観点から、自紛に係る制度及び運用の見直しについて検討し、2次ヒアリングまでに見直しの方向性を示していた。</p> <p>〇法務局の欄外登記看過による二重登記について、都道府県に差控書の徴収事務を負担させる運用は、不合理である。したがってそのような場合に、原因者である法務局が責任をもって二重登記を解消することについて、2次ヒアリングまでに検討いただきたい。</p>	<p>近年、自作農財産紛争処理等連絡協議会(以下「協議会」という。)を開催した地方農政局及び都道府県に対し、時効取得事業の処理の実態調査を実施中である。調査結果を踏まえ迅速な事業処理を行う観点から、①事業に関係する地方農政局、法務局及び都道府県の3者による事前調整を行う仕組み、②①の事前調整に当たり、都道府県が提出する必要がある書類の範囲の明確化、③協議会の開催の進め方について検討する。</p> <p>なお、第三者が買受動向に死しず、かつ、事前打合せや協議会において時効取得が認められない案件は、当該土地の所有権の帰属に争いがあり、裁判によって解決するほかにないものがあることから、都道府県に対し、登記の属託のための承諾書の取得に係る事務を求めないこととすることで、都道府県の事務負担の問題は解消されるものと考えられる。</p> <p>この場合において、協議会における手続に訴訟と同様の手続保障や法的な効力が認められない以上、登記官の職権においてこれらの者の登記上の利益を奪うこととなる法務局における職権消滅の義務化のような制度の創設は困難であり(最判昭和37年1月23日民集第16巻第1号110頁)、国が第三者を被告とする抹消登記手続請求訴訟の提起をすることで解決が図られるべきである。</p>	<p>5[法務省] (4)農地法(昭27法229) 自作農創設特別措置法に基づく買収による登記が看過され、占有者等への所有権の移転の登記(以下「二重登記」という。)がされた国有農地については、以下の措置を講ずる。 ・占有者等の登記の抹消に係る承諾書の取得などの二重登記を解消するための事務は都道府県の管理事務に含まれないことを、地方農政局及び都道府県に通知する。 ・二重登記に關し占有者等への売払いや自作農財産紛争処理等連絡協議会における時効取得に関する手続が利用可能であることについて、法務局及び地方法務局において占有者等に情報提供することとし、その旨を法務局及び地方法務局に通知する。 〔措置済み(令和2年12月4日付法務省農林水産省第二課事務連絡、令和2年12月4日付農林水産省経営局長通知)〕 (関係府省：農林水産省)</p>	通知	令和2年12月	<p>「自作農財産に係る取得時効の取扱いについて」(昭和51年9月21日付け51横改B第1058号、農林水産省構造改善局長通知の一部改正[令和2年12月4日付け2経営第2210号])</p> <p>「自作農財産紛争処理等連絡協議会の設置運営について」(昭和51年9月30日付け51横改B第1068号、農林水産省構造改善局長通知の一部改正[令和2年12月4日付け2経営第2210号])</p> <p>「自作農創設特別措置法による買収嘱託登記を看過し、第三者への所有権の移転の登記がされている土地の二重登記の解消について」(令和2年12月4日付け法務省民事局長事第二課事務連絡)</p>	
					御見解を踏まえて、今後Q&A等に代替可能な書類を記載するなどして提出書類の明確化を図ることしたい。	<p>5[法務省] (8)外国人受入環境整備交付金 外国人受入環境整備交付金については、地方公共団体における事務の円滑な実施に資するよう、「外国人受入環境整備交付金Q&A」(出入国在留管理庁在留管理支援部在留支援課)において、交付申請及び事業実績報告に係る提出書類の例示を追加し、地方公共団体に令和2年度中に周知する。</p>	外国人受入環境整備交付金Q&A(令和3年1月版)	令和3年1月18日	<p>外国人受入環境整備交付金Q&A(令和3年1月版)IQ26に記載</p>	

管理番号	提案区分	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管 関係部署	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から申された支援事例(主なもの)＞		各府県からの第1次回答		各府県からの第1回回答を踏まえた提案団体からの見解		補足 資料
										団体名	支援事例	見解	見解			
121	B 地方 に対する 規制緩和	その他	郵便局において、下記 の事務を取り扱わ せることが可能と することが 可能な事 務の要件 緩和	令和元年の8月より支所の窓口業務をすべて管内の郵便局に委託した。その業務の中で住民異動届(転入届・転出届・転居届等)及び印鑑登録の申請があった場合、郵便局員では処理できない。また、公的証明書の交付の意思決定や代理請求(委任状による請求)も郵便局員では対応できないため、現在は自治体職員1名を郵便局内に常駐させて対応している。 今後、行政経費削減のため、やむを得ず職員を引き揚げるようになった場合、住民異動届等が提出された際にはその都度本庁から職員が当該郵便局まで出向く必要があり、その間の(約)30分待ちが15分待ちに短縮され、申請者に本庁まで行ってもらう必要はない。本庁までの公共交通機関がないため、高齢者や運転免許証がない人には、大きな負担となり、住民サービスの低下に繋がるおそれがある。	課題となっている業務が郵便局で処理可能となれば、以前支所で行っていた窓口業務がすべて郵便局における取扱いに関する法律第2条 住民にとって身近で、日々の生活に不可欠な郵便局と連携することによるワンストップサービス化と住民サービスの向上、常駐職員の削減による行政効率の改善される。 更に郵便局の利用が増えることにより地元商店街の賑わいにも繋がることと期待される。	総務省、法務省	桑原村、長野市、大町市、長和町、原村、天龍村、豊多治町、民部山、山ノ内町、飯綱町	石川県加賀市・静岡県東伊豆町・愛知県豊根村・岐阜県多治見市・熊本県山都町でも郵便局への業務委託を実施しており、本村と同じ課題を抱えている。	旭川市、柏市、小田原市、富士市、桑名市、宮崎市	自治体によって支所で扱う業務が異なるが、今後郵便局への委託を検討する自治体にとっては、少しでも委託できる業務が広がれば業務の効率化につながる。 ○本市では、平成30年11月の出張所をまちづくり総合施設として機能転換させた。その結果、出張所で行っていた各種証明書交付の取り扱いはなくなった。そこで、旧出張所エリアにある5つの郵便局で証明書交付事務を行うこととした。機能転換に伴う取扱事務の変更を来客者に伝えていく際、郵便局を案内するが、代理人による請求については、市の窓口でしか取り扱えず、郵便局の窓口で混乱をきたすことがある。出張所を利用しての人にとって、従前と変わらない形で、元の郵便局が利用できるようなれば、窓口の混乱の解消になる。また、市担当窓口以外の場所での交付を可能とすることで、市域をカバーすることができ、利用者の負担軽減にもつながる。	【総務省】 ① 転入届、転出届、転居届等について 転出届については、オンラインや電話(やむを得ない場合に限る。)による提出も認められており、必ずしも対面による本人確認を不可欠の要件とはしていない。これを踏まえると、転出届の受付や転出証明書の引渡しを郵便局において取り扱わせることは可能と考えられ、所要の法改正を検討することとしたい。 一方、転入届、転居届等については、これが受理されることで、届出先市区町村の住民票に記載され、又は記載が修正され、当該住民票の情報を基礎として、選挙人名簿の作成、保険給付、課税等の様々な行政事務が行われることとなることから、これらの届出は対面による厳格な本人確認及び実質的審査が必要な手続とされている。 転入届、転居届等の受付について、転入届及び転居届等に基づいて届出先市区町村が行う公権力の行使たる、住民基本台帳への記載及び住民基本台帳による公権力行使を回避可能なものであることから、届出先市区町村によって行われるべきものである。したがって、郵便局においてこれらの届出の受付を取り扱わせることは困難である。 ② 印鑑登録事項について 印鑑の登録の申請については、印鑑登録証を添えて書面で意思を表明すれば足りるとされていることから、その受付を郵便局において取り扱わせることは可能と考えられ、所要の法改正を検討することとしたい。 一方、印鑑の登録の申請については、印鑑登録証明が広く民間の経済取引に用いられ、誤った印鑑証明を行った場合には損害賠償責任が生じうることと踏まえ、厳格な本人確認を行うことが求められており、印鑑登録証明書知照要領においては、「本人確認を行う場合には、必要に応じ、適宜、口頭で質問を行う等慎重に行うことが適当」とされている。 印鑑の登録の申請の受付は、登録先市区町村が公権力の行使として行う印鑑登録証明の基礎となる印鑑の審査や本人確認と密接不可分なものであることから、当該市区町村によって直接行われるべきものであり、郵便局において取り扱わせることは困難である。印鑑の登録事項の修正の申請についてもこれと同様である。 ③ 交付決定について 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律(平成13年法律第120号)第2条の規定により、郵便局において請求の受付が可能とされている住民票の写し及び戸籍の附票の写しについては、住民基本台帳法上、代理人による請求が認められている。同時に、印鑑登録証明書についても印鑑登録事務処理要領において代理人による請求が認められている。上記の事務については、郵便局においても代理人による請求の受付を可能とできないか、検討を行うこととしたい。 【法務省】 戸籍法第1条第1項において、戸籍に関する事務は、同法に別段の定めがあるものを除き、市区町村長がこれを管掌することとされている。 民間委託が行われる場合であっても、委託が許される業務は事実上の行為又は補的行政に限られ、裁量的判断が必要となる業務は市区町村職員が行う必要がある。 ③について、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第2条第1号に掲げる戸籍簿本等の交付の請求に対する交付決定は、公権力の行使に該当する。したがって、市区町村長の責任において交付の可否を判断する必要があり、民間委託に任じないものではない。 ④について、代理請求の受付に当たっては、その請求の任に当たる者であることを明らかにする書面(委任状等)の提供を受け、戸籍簿本等の請求をする権限が付与されていることを確認する必要があり、代理請求の受付は裁量的判断が必要となる業務である。 したがって、要望に応じることは困難である。	【総務省の回答について】 ①本人確認については、免許証・マイナンバーカード・保険証等で確認が可能。住民異動届による住民票への記載については、申請書類一式を役場本庁へデータで送り、異動先の住所や世帯の情報を住民基本台帳等に転送するなど実質的審査は村職員が確認したうえで住民基本台帳に入力するため問題ないのではないか。 ②本人確認については、免許証・マイナンバーカード・保険証等で確認が可能。印鑑登録申請書類・登録印鑑の印影のデータを役場本庁へ送り、村職員が確認し申請内容の不備等も含め必要があれば申請者と電話による質問で確認したうえで印鑑登録システムへ入力するため問題ないのではないかと。 【法務省、法務省の回答について】 ③現状では、交付申請書類一式を役場本庁へデータで送り、村職員が確認したうえで各システムへ入力し、内容を審査、交付決定後郵便局のプリンターへ出力している。しかし、届出・申請情報からデータを抽出して提供するという一連の業務そのものが判断を伴わない形式的な業務と言えらるため問題ないのではないかと。 ④郵便局職員が申請内容を確認後、申請書類とともに委任状も役場本庁へデータで送り、村職員が確認したうえで代理請求を受け付けるが判断するための問題はないのではないかと。 以上①～④について、住民からも支所業務を郵便局へ委託したことにより、以前は可能であった手続きがなくなることと利便性の向上に反するという意見を頂いていることも踏まえ、前向きにご検討いただきたい。				

各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解	補足資料	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和2年の地方からの提案等に関する対応方針(令和2年12月18日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
						措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		<p>【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>	<p>○総務省からは、郵便局において住民票の写し等の代理請求の受付を可能とできないか検討したいとする第1次回答があったことを踏まえ、法務省においても同様に、郵便局において戸籍謄本等の代理請求の受付を可能とできないか検討いただきたい。</p> <p>○記入届や印鑑登録の申請等について、仮に、厳格な本人確認が必要であるとしても、市区町村職員がテレビ電話等を通じて本人確認を行うといった、デジタル技術を活用した見直しを検討いただきたい。</p> <p>○パートタイムの郵便局職員を地方公務員(パートタイムの会計年度任用職員)として採用する運用ができないか検討いただきたい。</p>	<p>【総務省】 一次回答のとおり、住民基本台帳法上の届出届以外の届出や印鑑の登録の申請等については、これらが受理されることで調整される住民票や市区町村長によってなされることとなる印鑑証明は、様々な行政手続や民間取引の信用の基盤(トラストアンカー)となるものであるから、対応による厳格な本人確認及び実質的審査又は印鑑の審査が必要であり、公権力の行使たる、住民基本台帳による公証行為又は印鑑証明と密接不可分のものであるため、郵便局で取り扱わせることは困難である。</p> <p>このことを踏まえると、「提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点」に記載されている、テレビ電話等のデジタル技術を活用してリモートで本人確認を行うことについては、現時点では、対面と同程度の厳格な本人確認及び実質的審査又は印鑑の審査を行えることが担保されているものではないため、直ちに導入することはできないものと考えている。</p> <p>また、郵便局職員を市区町村のパートタイム会計年度任用職員として任用する方法については、郵便局・市区町村の職員としての業務がともに地味性の高いものである中、同一の者が郵便局職員としての業務と市区町村の職員としての業務に従事することとなり、当該職員の勤務時間をいづれかの業務に明確に割り振った上で職務に当たる必要があるが、その場合、郵便局の本来業務に支障を来すおそれがあることから、服務規律や職務専念義務の整理、業務遂行の具体的な調整等、どのような課題等があるか検証してまいりたい。</p> <p>【法務省】 ③について 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第2条第1号に掲げる戸籍謄本等の交付の請求に対する交付決定は、公権力の行使に該当するため、市区町村長の責任において交付の可否を判断する必要がある。したがって、要望に応じることは困難である。</p> <p>④について 戸籍謄本等の代理請求に係る交付決定に当たっては、不正請求を防止するため、請求書類のみならず、その他の情報も踏まえて実質的な判断を行っているところである。他人の戸籍謄本等を不正に取得するという事件が発生・発覚したことから、戸籍法の公開制度を厳格なものに改めるべきであるという要望が関係各府省から出されるに至ったことを背景に、戸籍法を改正することとなった際に行われた議論においても、戸籍謄本等の代理請求手続については、不正請求を防止する観点から、本人確認を厳格に行うべき等の指摘がされていた。また、近年ではDV被害者等に係る戸籍の公開について慎重な対応が求められており、このような経緯等も踏まえると、例えば、請求の受付前後から請求者の挙動等を注視し、請求者の挙動等に問題がないかを判断の上、交付決定事務を行う市区町村職員に情報を伝達するか否かを判断する必要があると考えられるところ、郵便局職員においてはこのような裁量的な判断を行うことは困難である。</p> <p>したがって、要望に応じることは困難である。</p> <p>なお、総務省において、「郵便局においても代理人による請求の受付を可能とできないか、検討を行うこととしたい。」との回答がされているところ、当事としては、現段階で代理人による請求の受付を可能とすることができるだけの立憲事実がないと考えているが、仮に総務省において、そのような事実があるとされる場合には、参考としたいと考えている。</p>	<p>5【法務省】 (6)地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律(平13法120) 代理人による戸籍謄本等の交付の請求の受付等(2条1号)については、郵便局における取扱いを可能とし、その旨を地方公共団体に令和2年度中に通知する。 (関係府省:総務省)</p>	<p>適速</p> <p>令和3年3月17日</p>	<p>これまでの措置(検討)状況</p> <p>「地方公共団体の戸籍事務の郵便局における取扱いについて」 令和3年3月17日付法務省民一第529号法務省民事局長通達</p>	<p>今後の予定</p>	

各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解	補足資料	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和2年の地方からの提案等に関する対応方針(令和2年12月18日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
						措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。		現在作成を進めている地方公共団体向けの手引きにおいては、地方公共団体の負担の軽減に資するよう、地方公共団体が遺留金を管理するに至る経緯を分類した上で、その根拠となる法令(生活保護法、行旅病人及死亡人取扱法、墓地、埋葬等に関する法律等)や、地方公共団体が井済供託制度又は相続財産管理制度を利用して遺留金を処理するための必要な手続等について、わかりやすく整理し、周知することを予定している。また、既に地方公共団体が保管している遺留金や、様式等の有価証券についても井済供託をすることは可能であり、これらについても、地方公共団体向けの手引きにおいて情報提供を行う予定である。電子マネー(※)の取扱いについては、様々な検討が必要であるものの、電子マネーの事業者において地方公共団体に当該電子マネーの払戻し等を行うことが可能な場合には、払戻し等の後の現金について井済供託をすることが可能であると考えられる。相続財産管理制度については、引き続き、法制審議会民法・不動産登記法部会において、制度の合理化に向けた調査審議がされているところである。(※)資金移動業者が提供するアカウントの残高及び振込支払手戻(いわゆるプリペイドカード)の未使用残高。	5【法務省】 (1)民法(明29法89)、行旅病人及行旅死亡人取扱法(明22法93)、墓地、埋葬等に関する法律(昭29法48)及び生活保護法(昭29法144)、 市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)が保管する遺留金銭等の取扱いについては、以下の措置を講ずる。 ・省令を改正し、算戻し制(生活保護法19条)を行った場合であって、遺留金銭等を保護費に充当し、なお残余を生じたときには、相続財産管理制度だけでなく井済供託制度についても活用可能とする。 【措置済み(生活保護法施行規則の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第199号))】 ・市町村が、相続財産管理制度(民法952条)又は井済供託制度(民法494条)を活用して遺留金銭等を処理するための必要な手続等について整理した手引を作成し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。 (関係府省:厚生労働省)	事務連絡	令和3年3月31日	「身寄りのない方が亡くなった場合の遺留金等の取扱いの手引について」(厚生労働省医業・生活衛生部生活衛生課・社会援護局保護課連名事務連絡)を発送した。	
【大牟田市】 回答のとおり、相続人が不存在又は相続人全てが死亡の場合については、地籍調査作業規程第30条4項に規定する「所有者等の所在が明らかでない場合」により調査を行うものとするが、筆界を明らかにする客観的な資料が存在しない場合は、この規定によることができない。また、相続財産管理人が選任されることで、その財産が処分又は活用され、所有者不明土地の解消にもなるため、引き続き、地籍調査実施主体への相続財産管理人の選任請求権の付与について検討されたい。	【全国市長会】 近年の豪雨災害等により、相続人不存在の土地が埋没工事等の対象地となり、支障が生じることも想定されるとの意見が寄せられているため、提案の実現を求める。		地籍調査実施主体に相続財産管理人の選任請求権を一律に付与する旨の明文の規定を国土調査法に設けることについては、土地の所有者等の確認を得るために相続財産管理人を選任することは調査の手続としては迅速であり多大な時間と費用を要することから、地籍調査の円滑化・迅速化を図る観点から慎重な検討を要するものと考えられる。地籍調査団その他の筆界を明らかにするための客観的な資料が存在しない場合には、ご指摘のとおり地籍調査作業規程第30条第4項は適用されないが、調査対象地域の調査結果を早期に確定するため、一部につき筆界未定とすることは、否定すべきものではない。同条の解釈及び客観的な資料に関する登記所との事前相談については、今年度中をめどに取扱いを明確化する文書を出したい。なお、地籍調査を実施した結果、筆界の確認が困難であったため、筆界未定として表示されることとなった場合においても、本年9月29日に施行される改正不動産登記法の規定に基づき地方公共団体が自ら筆界特定の申請を行い、その解消を図っていくことも考えられる。	5【法務省】 (3)国土調査法(昭26法180) 地籍調査における筆界の確認(地籍調査作業規程第32条(昭22総理府令71130条))については、登記簿上の土地の所有者が死亡し戸籍上相続人のあることが明らかでない場合(相続人全員が相続放棄をした場合を含む。)も、同条4項の「土地の所有者の所在が明らかでない場合」に該当することを明確化するため、「土地所有者等の所在が明らかでない場合」における筆界の調査要領(平23国土交通省土地・水資源局)を改正し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。 (関係府省:国土交通省)	通知	令和3年1月29日	「土地の所有者その他の利害関係人及びこれらの者の代理人の所在がいずれも明らかでない場合における筆界の調査要領(令和3年1月29日付国土交通省令第435号)」(「土地所有者等の所在が明らかでない場合における筆界の調査要領」(平23国土交通省土地・水資源局)を改正)		

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	模範法令等	制度の所管 関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から申された支援事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支援事例		見解	補足 資料
239	B	地方 規制緩和	その他	特別永住者証明書の交付方法の強化	申請者の利便性の向上、窓口業務の負担軽減の観点から、特別永住者証明書の申請者本人、代理義務者(同居している配偶者及び6親等内の血族又は3親等内の姻族)または取次者(別世帯の親族等)が申請時に来庁した場合は、交付時の本人出頭義務を免除し、郵送(本人限定受取郵便、簡易書留等)による交付を可能とすること。	【現状】特別永住者証明書の申請受付及び交付事務は、法定受託事務として市庁が実施している。特別永住者証明書の有効期間は7年間であり、特別永住者の申請時と交付(受領)時の2回の出頭義務が課せられている。 【支援】更新申請時と交付(受領)時の2回ともに、本人または代理次者(別世帯の親族等)が申請時に来庁する必要がある。一方、マイナンバーカードの場合、申請時もしくは受領時のいずれか1回の来庁で手続きが完了し、交付手続きの簡素化が図られている。 本人以外の者が手続きできる要件が限られているため、更新申請時と交付(受領)のために再度来庁を求められることについて、合理的な説明に苦慮しており、窓口でのトラブルが絶えない。 また、高齢で移動に制約がある場合でも、「疾病その他の事由」に該当しなければ原則として本人が2回出頭する義務があり、フレームが多く発生している。さらに、取次ぎが認められる場合でも、親族が遠隔地にかゝられない場合もあり、申請時にはまだしも、交付(受領)のために再度来所を求めることは、時間的・金銭的な負担が大きく、更新手続きを円滑に進めるうえで大きな支障となっている。	特別永住者である住民の利便性が向上するとともに、窓口の事務負担の軽減に資する。	日本国との平和条約に基づき日本の国境を離脱した者等の出入国管理に関する特別法第12条第1項、第19条第1項及び第3項同法施行規則第17条第2項及び第4項市区町村在留関連事務取扱要領第6-2(6)特別永住者証明書の交付	法務省	宝塚市、兵庫県、京都府、和歌山県、関西広域連合	旭川市、苫小牧市、秋田県、青森市、弘前市、いわき市、ひたちなか市、柏市、相模原市、福井市、沼津市、富士市、西尾市、八尾市、東大阪市、米子市、広島市、徳島市、高松市、久留米市、余吾市、竹田市、宮崎市	○高齢の方や就労している方にとって、特別永住者証明書交付のための2度の出頭義務は大きな負担となっていることから、マイナンバーカードの交付手続き同様の簡素化が求められる。 ○特別永住者は年々高齢化しており、施設等に入所していたり本人の来庁が困難なケースが増えている。また、取次者となり得る親族が県外にしかいない等対応に苦慮するケースもある。 ○窓口混雑の緩和、利用者の負担軽減が図られる。 ○本人限定郵便を使う場合、切り替え前の特別永住者証明書の回収をどうするのかという問題がある。 ○申請を行った後に証明書を受け取りに来ない方がいるため、郵送交付が可能になれば、このようなケースが無くなること期待できる	特別永住者証明書は、特別永住者という法的地位が付与されていることを対外的に証明する文書である。当該文書を故意あるいは過誤によって他者が受領したり、それによって不正に利用されたりすることがあってはならず、本人による健全な受領が必要であるところ。現行の入管特例法及び入管特例法施行規則においては、本人受領の担保措置として、申請人本人のほか、代理義務者及び本人が依頼した取次者等が交付の際に出頭することを求めているものであるため、申請人本人等による出頭義務を免除し、郵送による交付とすることは、本人受領の担保をいかに確保するか検討し、制度化する必要があることから直ちに実施することは困難である。 なお、令和元年7月から地方出入国在留管理官署において開始したオンラインによる在留申請手続きにおいては、利用申請が承認された所属機関職員、弁護士、行政書士等に対し、郵送での在留カードの交付を認めることとした実績があるところ。これも一定の要件を満たす者のみ限定的に運用しているものであり、特別永住者証明書の交付について直ちに実施するとの整理が可能になるものではありません。	法が求める要領の第一は、特別永住者が証更新等の手続きを確実にし、有効な特別永住者証明書を所持する状態を保つことと考える。しかし、現行の取り扱いでは、受領時に本人又は代理義務者若しくは取次者の出頭が困難な場合には、現実的に証更新等の手続きを躊躇し、手続きが大幅に遅延している事例が少なからず存在する。 取次者による受領が認められるのは、本人等が登録された弁護士又は行政書士若しくは法定代理人に依頼する場合は、本人に疾病等の事由がありかつ別居の親族など法令に定められた要件を満たす者が手続きを行う場合に限定されているため、支障が生じている。したがって、提案の内容を実現していただく必要がある。 また、郵送交付を認めるとしても、マイナンバーカードの交付と同様に本人限定受取や簡易書留といった方法をとることで、本人受領の担保を確保できると考えられ、電子証明が付されたマイナンバーカードより特別永住者証明書の交付手続きを煩雑にする理由とはならないのではないか。 内閣府規制改革推進会議において対面主義の見直しを求められているとともに、骨太の方針2020においても対面主義からの脱却に取り組みとされていることを踏まえ、証更新に限らず可能な限り幅広い手続きで郵送での交付を認める方向で早急に検討していただきたい。 なお、当面としては、原則として本人出頭義務が課された状態には変わりがないため、郵送交付はあくまで例外と位置づけ、郵送での交付を希望する場合には郵送料を実費徴収する方法を想定している。	

各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和2年の地方からの提案等に関する対応方針(令和2年12月18日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
				提案を踏まえ、郵送交付による本人受領の確実性、郵送代金の負担方法、特別永住者証明書の返納に係る取扱い、交付年月日に係る取扱い等、交付方法の変更に係る必要な検討を行う。	5【法務省】 (5)日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法(平3法71) 以下に掲げる特別永住者証明書の交付については、特別永住者及び市区町村の負担の軽減を図るため、令和2年度中に省令を改正し、本人の受領が確保される場合に限り、郵送によることを可能とする。 ・居住地以外の記載事項の変更の届出に係る交付(11条2項) ・有効期間の更新の申請に係る交付(12条3項) ・紛失等による申請に係る交付(13条2項) ・汚損等による申請に係る交付(14条4項)	省令	令和3年3月18日公布、令和3年5月1日施行	日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法施行規則の一部を改正する省令(令和3年法務省令第9号)	